

令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる
新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

(1) 業務の目的

鳥取県内外に在住する者が鳥取県内の事業所等にエッセンシャルワーカー等への職種転換を伴って就業する際に必要となる人材育成プログラムを開発するとともに、職種理解の促進から入職前後のリスキリング、OJT、定着に向けた育成支援までを一体的に整理し、実際に働きながら学ぶことのできる職種転換モデルを構築する。

(2) 業務の内容

ア 委託業務の調整・企画

- (a) 委託事業全体の企画並びに全体スケジュールの管理、調整
- (b) 委託事業に関わる関係者間の調整
- (c) モデル事業所別の採用・育成プログラム（以下「事業所別プログラム」と言う。）を作成する企業等（以下「モデル事業所」と言う。）との各種調整
- (d) 委託事業の取りまとめ（委託完了報告書、事業実施報告書、成果物等の作成）

イ 事業所別プログラムの作成・試行

鳥取県内外に在住する者がエッセンシャルワーカー等への職種転換を伴って就業する際に必要となるモデル事業所別プログラムを作成すること。

- (a) モデル事業所は、概ね、建設業、運輸業、介護業、製造業等を行う鳥取県内の企業又は法人等の中から鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課長が指定し、委託業務開始時に通知する。（5事業所以内）
- (b) 受託者は、モデル事業所への聞き取りを行い、人材確保・育成上の課題を明らかにした上で、概ね令和9年4月以降、職種転換を伴って採用される者（1名以上の採用者）に向けた実装できる事業所別プログラムを作成すること。
- (c) 事業所別プログラムは、モデル事業所で実際に令和8年度中の採用から使用可能なものとし、令和9年度以降も使用できるものとする。
- (d) 委託業務の完了までは、モデル事業所の伴走支援を行いながらモデル事業所と調整しながら、プログラムの加筆・修正を加えること。
- (e) また、プログラムの作成と並行して、モデル事業所と相談の上、令和9年4月以降の採用（人材確保）に向けた求人広告等による募集・周知を行うこと。募集・周知については、鳥取県内に加え、県外からのIJUターン希望者の採用も想定し、県外者に向けた募集・周知を県内向けに併せて行うよう努めること。
- (f) なお、モデル事業所においては、令和9年4月以降の職種転換を伴う採用に向けて、本県の以下の補助制度の活用ができるため、事業所別プログラム作成に活用計画を盛り込むことも想定される。

【モデル事業所で活用できる鳥取県の補助制度の概要】

- 県内企業職種転換型トライアル雇用・研修環境整備事業補助金（R8.10月～）
モデル事業所の業務の自動化・効率化（IT活用・ロボット導入等）、社内リスキリング体制整備（社内指導者育成）を支援
補助金上限額：3,000千円 補助率 ： 2／3
事業期間 ： 交付決定より12ヶ月
- トライアル雇用型研修補助金（仮：R9.4月～）【※】
モデル事業所が、令和9年4月以降職種転換した者を試行的に雇用した場合、研修期間中の雇用に係る費用（定額）を補助する。
補助額：一事業所ごと10万円／月（定額）

補助する期間：（トライアル雇用期間）最長 6 カ月

※この「トライアル雇用型研修補助金事業」は鳥取県の R9 年度事業を想定しており、現時点（R8. 8 月）において確定したものではありません。

ウ 鳥取県版職種転換採用・人材育成プログラムの作成

事業所別プログラムの作成・試行を踏まえ、鳥取県内外に在住する者が鳥取県内の事業所等にエッセンシャルワーカー等への職種転換を伴って就業する際に参考となる鳥取県版職種転換採用・人材育成プログラム（以下「鳥取県版プログラム」と言う。）を作成すること。

- (a) 作成する鳥取県版プログラムは、これから職種転換を希望する者に配布できるガイドブックのような冊子形状に仕上げること。（仕様及びページ数は問わない。）
- (b) 鳥取県版プログラムには、事業所別プログラムの成果を踏まえ、3 業種以上の業種別における職種転換採用・人材育成モデルを盛り込むこと
- (c) 鳥取県版プログラムには、行政機関等が行う移住定住者への支援事業（転入に関する補助、住宅支援制度等）を取りまとめ、記載すること。

【鳥取県版プログラムのイメージ】※章立て例

（章立て）

1 【全体的なまとめ】

（1）職種転換に向けて

- ①心構え（企業、職種転換希望者）
- ②エッセンシャルワークとは
- ③情報を得られるツール、相談窓口
- ④（鳥取県へ）移住を伴う職種転換について

（2）職種転換の準備・計画

①企業側の準備

採用する人材像の明確化、
AI・GX 化、ロボット導入による職場の改善、採用前後のリスクリング、
OJT、資格取得の計画
職場環境・福利厚生の準備、企業インタビュー

②職種転換希望者側

相談窓口、職種理解、必要な技能・資格、職種転換までのフロー図、
個人インタビュー 等

2 【業種別における職種転換・人材育成プログラム】

業種別ごとに職種転換・人材育成プログラムを記載

【例】

- 建設業 …… 現場監督、作業員、測量士など
- 運輸業 …… トラック運転手、バス運転手など
- 介護業 …… 介護職員、生活支援員など
- 製造業 …… オペレーター、組立工など

付録 鳥取県等が行う支援制度

- ・職種転換に関する支援制度
- ・移住定住者への支援制度、住宅支援制度

- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 予算額
金7,980,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (5) その他
本件業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

2 提案の募集方法

公募型(参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。)とし、この公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施要領等を令和8年8月24日(月)から同年9月25日(金)までの間インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

- (1) 交付期間及び時間
令和8年8月24日(月)から同年9月25日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
8の(1)の場所

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア その他の委託等の監査・コンサルティング
 - イ その他の委託等の研修業務

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を、令和8年8月27日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から企画提案書等(以下「提案書」という。)の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付令第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 参加申込書等の提出

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年9月11日(金)午後5時までに、様式第1号「参加申込書」、様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」及び様式第3号「個人情報の管理に係る申告書」(以下「参加申込書等」という。)を電子メールにより8の(1)の場所に提出すること。
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8年9月15日(火)までに参加申込書等の提出者に通知する。
なお、結果に疑義がある場合は、同月17日(木)までに8の(1)の問合せ先に対して説明を要求することができる。

- (3) 鳥取県は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) までに回答する。

5 質問の受付

提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和 8 年 9 月 3 日 (木) 午後 5 時までに 8 の (1) に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メールによること。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)で同年 9 月 7 日 (月) までに逐次公開する。

6 提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 1 4 年法律第 9 9 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの (親展扱いとすること。) によること。

(2) 提出期間

令和 8 年 8 月 2 4 日 (月) から同年 9 月 2 5 日 (金) までの間 (休日等を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送による場合は、同年 9 月 2 5 日 (金) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出部数

7 に示す書類各 4 部 (正本 1 部、写し 3 部)

(4) その他留意事項

ア 提出された提案書は返却しないものとする。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例 (平成 1 2 年鳥取県条例第 2 号) の規定による公文書の開示の対象になる (同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。) ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 提出書類

(1) 企画提案書 (A 4 サイズ)

(2) 会社概要 (会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可)

(3) 見積書

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費 (内訳を含む) を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、1 の (4) に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類 (様式任意、A 4 サイズ 5 枚以下)

8 書類の提出先及び問合せ先

(1) 本プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先

〒 6 8 0 - 8 5 7 0 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 6 6 2

電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒 6 8 0 - 8 5 7 0 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 4 3 1

9 選考

- (1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受託者選定等審査会（令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会の審査員は、別添「令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザルに係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (3) 審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については提案者に別途通知する。なお、提案者に対しては、必要に応じて、追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

9の(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 委託料上限額

本件業務に要する費用の額には上限額（以下「委託料の上限額」という。）を設け、委託料の確定額は、委託料の上限額と本件業務の実績額とのいずれか低い額とする。

(3) 契約保証金

受託者は、契約保証金として本件業務に係る委託料上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 本プロポーザルのスケジュール

令和8年8月24日（月）プロポーザル公募開始

8月27日（木）正午 競争入札参加資格者名簿登載申請期限

9月3日（木）午後5時 質問事項の締切

* 質問内容の回答状況は9月7日（月）までにウェブページで公開する。

9月11日（金）午後5時 参加申込の締切

9月25日（金）午後5時 提案書の提出期限

9月下旬 プレゼンテーション

10月上旬 審査結果の通知及び契約締結

12 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。